

令和6年12月号

# 市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將



〒381-1221  
長野市松代町東条 3116-3  
電話:026-278-3555 FAX:026-278-3540  
e-mail:[ima@ichiba-sr.com](mailto:ima@ichiba-sr.com) URL:[www.ichiba-sr.com](http://www.ichiba-sr.com)

## 令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます



厚生労働省は、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第14号）の施行に伴う、令和7年4月1日からの高年齢雇用継続給付の支給率の変更について、リーフレット等を公開しました。

### ◆高年齢雇用継続給付とは

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度です。

### ◆対象者

60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満了することとなった日）が令和7年4月1日以降の方が、支給率変更の対象となります。

### ◆支給率

#### 【令和7年3月31日以前の方】

- 61%以下→各月に支払われた賃金額の15%
- 各月に支払われた賃金の低下率が61%超75%未満→各月に支払われた賃金の15%から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合算が75%を超えない範囲で設定される率
- 75%以上→不支給

#### 【令和7年4月1日以降の方】

- 64%以下→各月に支払われた賃金額の10%
- 各月に支払われた賃金の低下率が64%超75%未満→各月に支払われた賃金の10%から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合算が75%を超えない範囲で設定される率
- 75%以上→不支給

リーフレットには、支給率の早見表なども掲載されています。高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方は、確認しておくといでしょう。

【厚生労働省「令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564\\_00043.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00043.html)



## 令和6年の賃金引上げ等の実態～厚生労働省の実態調査結果より

厚生労働省は10月28日、令和6年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を公表しました。「賃金引上げ等の実態に関する調査」は、全国の民間企業における賃金の改定額、改定率、改定方法などを明らかにすることを目的に、7月から8月にかけて調査を行っています。調査の対象は、常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業で、令和6年は3,622社を抽出して調査を行い、1,783社から有効回答を得ました。

### ◆1人平均賃金を「引き上げた・引き上げる」企業の割合は91.2%

令和6年中における賃金の改定の実施状況（9～12月予定を含む）をみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合は91.2%（前年89.1%）、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は0.1%（同0.2%）、「賃金の改定を実施しない」は2.3%（同5.4%）、「未定」は6.4%（同5.3%）となっています。

企業規模別にみると、すべての規模で「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合が9割を超えており、いずれも前年の割合を上回っています。

企業規模別 賃金の改定の実施状況・実施時期別企業割合

年、企業規模・産業・労働組合の有無	全企業	賃金の改定を実施した又は予定している						賃金の改定を実施しない <sup>④</sup>	未定 <sup>⑤</sup>
		小計 <sup>①</sup>	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる		改定の実施時期 <sup>②</sup>				
			1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる	1～8月のみ <sup>③</sup>	9～12月のみ <sup>③</sup>	1～8月及び9～12月 <sup>③</sup>		
令和6年	100.0	91.3	91.2	0.1	78.8	6.4	6.0	2.3	6.4
5,000人以上	100.0	99.1	99.1	-	93.6	1.7	3.8	0.9	-
1,000～4,999人	100.0	93.6	93.5	0.2	87.6	1.4	4.5	2.6	3.8
300～999人	100.0	93.5	93.4	0.1	84.2	3.7	5.3	2.9	3.6
100～299人	100.0	90.3	90.2	0.1	76.1	7.7	6.4	2.1	7.6

厚生労働省 「賃金引上げ等の実態に関する調査結果」より

また、賃金の改定状況（9～12月予定を含む）をみると、「1人平均賃金の改定額」は11,961円（前年9,437円）、「1人平均賃金の改定率」は4.1%（同3.2%）となっています。

労働組合の有無別にみると、労働組合ありでは「1人平均賃金の改定額」は13,668円（同10,650円）、「1人平均賃金の改定率」は4.5%（同3.4%）、労働組合なしでは10,170円（同8,302円）、3.6%（同3.1%）となっています。

#### ◆定期昇給を「行った・行う」企業割合、管理職は76.8%、一般職は83.4%

令和6年中に賃金の改定を実施したまたは予定している企業および賃金の改定を実施しない企業における定期昇給制度のある企業の実施状況をみると、管理職では定時昇給を「行った・行う」企業の割合は76.8%（前年71.8%）、「行わなかった・行わない」は4.3%（同5.0%）となっています。

また、一般職では定期昇給を「行った・行う」は83.4%（同79.5%）、「行わなかった・行わない」は2.6%（同3.7%）となっています。

【厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査：結果の概要」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/24/index.html>

## 📖📖📖今月のことば📖📖📖

日本には伝統的に「旦那芸」というものがあった。もう今はすっかり廃れてしまったが、昔はある程度社会的に偉くなるとお稽古ごとをしなければならぬという決まりがあった。謡や義太夫や小唄を稽古することがなんとなく義務化されていた。

なぜお稽古ごとをするのかと言うと、叱られるからである。初心のうちはもちろんだが、十年二十年稽古しても相変わらず叱られる。

・・・・・・・・・・・・・・・・（中略）・・・・・・・・・・・・・・・・

なるほど、お稽古ごとというものは「叱られるためにお金を払う」仕組みなのだということがよくわかった。謡や舞の稽古をするというのは、謡や舞がうまくなるためにではなく、社会的に偉くなって、誰からも叱られるということがなくなった男たちに「自惚れるなよ。思い上がるなよ」とピシリと頭を叩くという教育的な仕掛けだったのではないか、そういう気がした。

『だからあれほど言ったのに』より「思い上がりを叱る」という仕掛け  
著 内田 樹



## ❀❀❀事務所よりひとこと❀❀❀

先日暖かな陽気とちょうど見頃の紅葉に誘われ、事務所から車で数分のところにある<sup>あまかざりやま</sup>尼巖山に登ってきました。市街地からも近く標高 780m と片道 1 時間半で気軽に登れる里山として人気なようです。

最近体がなまっていたこともあり体力作り（体力試し？）を兼ねて出掛けたのですが、登り始めて数分で足が重く感じ、苦しい息遣いと落ち葉を踏みしめる足音を静かな山に響かせながら何とか頂上にたどり着きました。頂上では眼下に千曲川と犀川を眺めながら、家族お薦めのカレーメシを堪能し疲れを癒したところでしたが、帰りの下りが急坂で落ち葉が濡れて滑りやすくなっており、神経を集中させて何とか下りることができました。

久しぶりに自然を満喫しちょっとした達成感を味わうことができましたが、翌日からしばらくの間筋肉痛に悩まされたのは言うまでもありません。年齢を言い訳にできない体力不足を痛感しました。

高台に建つ私どもの事務所は晴れて澄んだ空気の日には遠くに飯綱山、戸隠連峰、北アルプスの雄大な山並みが望めます。そんな山々に今はとても挑戦できませんが、北信地方には他にも魅力的な低山やトレッキングコースがたくさんあるようなので、そこで経験を積み体力作りに励みつつ、いつかチャレンジできればと思っています。

本年は大変お世話になりました。どうぞよいお年をお迎えください。  
(寺島)

**【お知らせ🔔】** ~ご不明な点は当事務所までお問い合わせください~

### ◆健康保険証の発行終了について

令和 6 年 12 月 2 日に健康保険証の発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されました。現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り令和 7 年 12 月 1 日まで使用可能です。

今後は、社会保険資格取得時に、マイナ保険証をお持ちでない方に「資格確認書」が発行されます。入社者には資格確認書の要不要を確認し、当事務所まで入社連絡をいただく際に併せてお知らせくださるようお願いいたします。